

## 10. 共同生活援助

### (i) 基本方針

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要なものに対し、

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整

を目的として、必要な支援等を実施。

### (ii) 人員基準

#### (1) サービス管理責任者

##### ① 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

##### ② 指定事業所単位で1人以上、専任

- 利用者数が30人以下 1人以上
- 利用者数が30人超 1人+30人を超えて30又はその端数を増すごとに1名増

#### (2) サービス提供職員

(必要な職種)

- 世話人

(従業者の員数)

- 配置数

指定事業所単位で、常勤換算方法により、利用人員の数を10で除した数以上

※ 利用人員は、直近の4月1日を基準日として算出する6ヶ月間の平均実利用人員によることとし、6ヶ月ごとに見直す。6ヶ月以内に定員が増減した場合は、増減した時点から、次回見直しまでの間の平均実利用人員により算定。

新規に開設する事業所については、「定員×90%」を10で除した数以上とする。

### (iii) 設備基準

#### (1) 定員

- ① 事業の最低定員 4人以上
- ② 住居1か所当たりの利用者数 2人以上10人以下
  - 既存の建物を活用する場合、20人まで（10人までを1つとする生活単位を2つまで）
  - 都道府県障害福祉計画により、居住サービスが不足するとされる地域において、都道府県知事が特別の必要性があるとして個別に認める場合、30人まで（10人までを1つとする生活単位を3つまで）

#### (2) 日常生活を支援するために必要な設備

- ① 居室
  - 居室の定員・原則個室
  - 居室床面積・入所者1人当たり7.43㎡以上（収納設備等を除く）
  - 収納設備等の設置

※ 現に存するグループホーム等については、経過措置を設ける

- ② 居間又は食堂
  - 一の場所とすることが可
- ③ 台所、洗面設備、便所等の共有部門
  - 10人を上限とする生活単位ごとに区分して配置

#### (3) 指定事業所の範囲

適切な運営が確保されるよう、一定の地域の範囲内において事業を実施する。

- ① 事業所
  - 連絡や往来等の点で、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲
- ② 世話人が行う業務
  - 利用者が居住する住居について、個々の世話人が日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲
- ③ 夜間支援体制
  - 利用者が居住する住居について、緊急時に速やかに対処できる距離や位置関係にあるなど、夜間の生活支援上支障がない範囲

### (iv) 運営基準

#### ○ 協力機関

サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援の体制を確保する。

## 【地域移行型ホームの特例】

### (1) 定義

地域移行型ホームとは、入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地内にあり、利用者の地域生活への移行を進めるための過程として位置付けられる事業所。

※ 敷地とは、入所施設等を設置・運営する法人が所有又は借用している土地であって、入所施設等が立地しているものをいう。

### (2) 運営基準

次の要件を満たす場合に限定。

- ① 利用者ごとの利用期間は、原則２年間までとする。
- ② 利用者ごとに、外部の日中活動サービス等を組み合わせて個別支援計画を定めること、運営に関し地域の関係者等を含めた協議の場を設定すること等を通じ、地域活動等への参加を確保する。
- ③ 居間、便所等の共有設備について、１０人を上限とする生活単位ごとに配置するなど、居住環境における入所施設等からの独立性を確保する。
- ④ 都道府県障害福祉計画において居住サービスが不足する地域に限定する。また、既存の建物を活用する場合に限定し、併せて入所施設等の定員を減少することとし、これらについて都道府県が個別に認める。

## 1.1. 共同生活介護

### (i) 基本方針

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上であるものに対して、

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 食事・入浴・排せつ等の介護
- (3) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整

を目的として、必要な介護、支援等を実施。

### (ii) 人員基準

#### (1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 指定事業所単位で1人以上、専任

- ・ 利用者数が30人以下 1人以上
- ・ 利用者数が30人超 1人+30人を超えて30又はその端数を増すごとに1名増

#### (2) サービス提供職員

(必要な職種)

- ① 世話人
- ② 生活支援員

(従業者の員数)

#### (7) ①の配置数

指定事業所単位で、常勤換算方法により、利用人員の数を6で除した数以上

※ 利用人員は、直近の4月1日を基準日として算出する平均実利用人員によることとし、6ヶ月ごとに見直す。6ヶ月以内に定員が増減した場合は、増減した時点から、次回見直しまでの間の平均実利用人員により算定。

新規に開設する事業所については、「定員×90%」を6で除した数以上とする。

(イ) ②の配置数

指定事業所単位で、常勤換算方法により、

- 区分3の利用者数を9で除した数
- 区分4の利用者数を6で除した数
- 区分5の利用者数を4で除した数
- 区分6の利用者数を2.5で除した数

の合計数以上とする。

※ 利用人員の取扱いは、(ア)と同じ。

なお、この算定方式により算出される人数が2割以上減少した場合には、都道府県に届け出ることにより、必要職員数を変更することが可能。

新規に開設する事業所については、事業者からの指定申請に併せて、区分ごとの利用者見込数を届出ることにより取扱う（開所後3ヶ月間の平均実利用者数が異なる場合は、変更する）。

※ 外部事業者に介護サービスを委託した場合は、当該外部サービス利用時間数について、当該事業所がサービスを実施したものとみなして差し支えない。

※ 共同生活介護と居宅介護を併せて利用する事業所については、世話人の配置基準のみを適用する。

(iii) 設備基準

(1) 定員

① 事業の最低定員 4人以上

② 住居1か所当たりの利用者数 2人以上10人以下

- 既存の建物を活用する場合、20人まで（10人までを1つとする生活単位を2つまで）
- 都道府県障害福祉計画により、居住サービスが不足するとされる地域において、都道府県知事が特別の必要性があるとして個別に認める場合、30人まで（10人までを1つとする生活単位を3つまで）

(2) 日常生活を支援するために必要な設備

① 居室

- 居室の定員・原則個室
- 居室床面積・入所者1人当たり7.43㎡以上（収納設備等を除く）
- 収納設備等の設置

※ 現に存するグループホーム等については、経過措置を設ける

② 居間又は食堂

同一の場所とすることが可

③ 台所、洗面設備、便所等の共有部門

10人を上限とする生活単位ごとに区分して配置

④ 利用者への配慮

居住者の心身の状況に配慮された適切な住環境となっていること

(3) 指定事業所の範囲

適切な運営が確保されるよう、一定の地域の範囲内において事業を実施する。

① 事業所

連絡や往来等の点で、指定事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲

② 世話人が行う業務

利用者が居住する住居について、個々の世話人が日常生活上の支援を行う上で支障がない範囲

③ 夜間支援体制

利用者が居住する住居について、緊急時に速やかに対処できる距離や位置関係にあるなど、夜間の生活支援上支障がない範囲

(iv) 運営基準

(1) 外部サービスの利用

介護等のサービスは、事業所の従業者により提供することを原則とするが、事業者が自らの責任に基づき委託した場合には、利用者に対し、従業者以外の者により介護サービスを提供することができる。この場合、あらかじめ利用者に説明し、同意を得る等の措置を講ずる。

なお、行動援護の対象となる利用者が、通常行われる外出とは別に移動を行う場合には、共同生活介護とは別に行動援護を利用することができる。

(2) 協力機関

サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援の体制を確保する。

**【地域移行型ホームの特例】**

※ 地域移行型ホームの特例については、共同生活援助と同様。

## サービス管理責任者について

### ① 基本的な考え方

サービス管理責任者は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知識と技術が必要であることから、実務経験（５年）とサービス管理責任者研修の修了を要件とする。

### ② サービス管理責任者研修について

サービス管理責任者研修を受ける者については、別に定める実務経験（５年）を有することと、障害者ケアマネジメント研修を修了していることを要件とする。

なお、過去、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修（５日間程度）を受講した者については、新制度における相談支援の研修（１日程度）を平成１９年度末までに受講することを要件として、障害者ケアマネジメント研修を修了しているものと見なすことができる。

また、施行後３年間は以下の経過措置を講ずる。

（経過措置）

※ 身体障害者更生援護施設等において、施設支援計画などの個別支援計画の作成に従事していた経験が５年以上ある者については、障害者ケアマネジメント研修を修了したものと見なすことができる。

※ 障害者ケアマネジメント研修を修了していない者については、経過措置期間中に障害者ケアマネジメント研修を修了することを要件として、サービス管理責任者研修を受けることができる。

### ③ 実務経験の対象となる業務

障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における直接支援業務、相談支援業務、就労支援などの業務を対象とする。

### ④ 経過措置

身体障害者更生援護施設等において、施設支援計画などの個別支援計画の作成に従事していた経験が５年以上ある者のうち、サービス管理責任者研修を修了していない者については、施行後３年間の経過期間中にサービス管理責任者研修を修了することを条件として、施行後３年間、サービス管理責任者の業務を行うことができる。

## 事業別に見た実務経験の対象となる業務

### ① 生活介護、自立訓練

障害者更生施設や居宅生活支援事業等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

### ② 療養介護

重症心身障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

### ③ 就労移行支援、就労継続支援

障害者授産施設・福祉工場等において利用者に対して就労支援・職業指導を行う業務、就労支援等に関する相談支援業務及び学校等で直接職業教育等に携わる業務

### ④ 共同生活援助、共同生活介護

障害者更生施設、グループホーム等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援の業務等

### ⑤ 児童デイサービス

児童居宅生活支援事業及び障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務

## 12. 居宅介護

### ◆ 指定居宅介護事業者

#### (i) 人員基準

##### (1) サービス提供責任者

###### ① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者又はホームヘルパー養成研修2級課程の修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者とする。

###### ② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定居宅介護の職務に従事する者（併せて、重度訪問介護や行動援護を提供する指定事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可）のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。（管理者との兼務可）

##### (2) サービス提供職員

###### ① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級、2級又は3級課程の修了者。

###### ② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

##### (3) 経過措置

サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者についても従事することを可能とする。

#### (ii) 設備基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

(2) 指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

#### (iii) その他

居宅介護（身体介護）の指定を受けた事業者は、重度訪問介護の指定を受けたものと見なす。

## ◆ 基準該当事業者

### (i) 人員基準

#### (1) サービス提供責任者

##### ① 要件

指定居宅介護事業者と同じ。

##### ② 員数

事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。(管理者との兼務可)

#### (2) サービス提供職員

##### ① 要件

指定居宅介護事業者と同じ。

##### ② 員数

3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

### (ii) 設備基準

指定居宅介護事業者と同じ。

## 13. 重度訪問介護

### ◆ 指定重度訪問介護事業者

#### (i) 人員基準

##### (1) サービス提供責任者

###### ① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者、ホームヘルパー養成研修2級課程の修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者又はサービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者とする。

###### ② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事する者（併せて、居宅介護や行動援護を提供する指定事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可）のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。（管理者との兼務可）

##### (2) サービス提供職員

###### ① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級、2級又は3級課程の修了者、重度訪問介護従事者養成研修（※）の修了者とする。

※ 日常生活支援従事者養成研修については、研修カリキュラムを見直し、新たに重度訪問介護従事者研修として制度化し、現場実習を中心とした内容に改めるとともに、研修時間について、従来の「20時間」を「10時間」とする。ただし、特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者であることを踏まえ、緊急時の対応等についての追加受講を要件とする。

###### ② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

##### (3) 経過措置

サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者についても従事することを可能とする。

#### (ii) 設備基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

(2) 指定重度訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## ◆ 基準該当事業者

### (i) 人員基準

#### (1) サービス提供責任者

##### ① 要件

指定重度訪問介護事業者と同じ。

##### ② 員数

事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。(管理者との兼務可)

#### (2) サービス提供職員

##### ① 要件

指定重度訪問介護事業者と同じ。

##### ② 員数

3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

### (ii) 設備基準

指定重度訪問介護事業者と同じ。

## 14. 行動援護

### ◆ 指定行動援護事業者

#### (i) 人員基準

##### (1) サービス提供責任者

###### ① 要件

介護福祉士、ホームヘルパー養成研修1級課程の修了者又はホームヘルパー養成研修2級課程の修了者であって介護等の業務に3年以上従事した者、若しくは行動援護従業者養成研修(※1)を修了した者(※2)のいずれかであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業(※3)に5年以上従事した者とする。

※1 現在の知的障害者移動介護従業者養成研修については、研修カリキュラムを見直し、新たに行動援護従業者養成研修として制度化する。

※2 平成18年9月30日までの間に、従前の知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了した者を含む。

※3 知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務の範囲については別途提示する。

###### ② 員数

事業所ごとに、常勤の従事者であって専ら指定行動援護の職務に従事する者(併せて、居宅介護や重度訪問介護を提供する指定事業所にあつては、それらに係る職務も含めることも可)のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置すること。(管理者との兼務可)

##### (2) サービス提供職員

###### ① 要件

介護福祉士、1級ヘルパー又は2級ヘルパー若しくは行動援護従業者養成研修を修了した者(※)のいずれかであつて、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に2年以上従事した者とする。

###### ② 員数

常勤換算方法で2.5人以上を配置すること。

※ 平成18年9月30日までの間に、従前の知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了した者を含む。

### (3) 経過措置

従業者等の要件については、当分の間、以下の者についても行動援護従業者研修の受講を要件として、従事することを可能とする。

#### ① サービス提供責任者の要件緩和

知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に従事した期間の「5年以上」を「3年以上」とする。

#### ② サービス提供職員の要件緩和

知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に従事した期間の「2年以上」を「1年以上」とする。

### (ii) 設備基準

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること。

(2) 指定行動援護の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

## ◆ 基準該当事業者

### (i) 人員基準

#### (1) サービス提供責任者

##### ① 要件

指定行動援護事業者と同じ。

##### ② 員数

事業所ごとに、従事者のうち1人以上の者を配置すること。(管理者との兼務可)

#### (2) サービス提供職員

##### ① 要件

指定行動援護事業者と同じ。

##### ② 員数

3人以上を配置すること。(離島その他の地域は1人以上。)

### (ii) 設備基準

指定行動援護事業者と同じ。

## 15 短期入所

### (i) 基本方針

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。

(事業所の形態)

- ・併設型事業所

障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設と一体的な運営を行う事業所

- ・空床利用型事業所

障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して運営を行う事業所

- ・単独型事業所

上記以外であって、短期間の入所による保護を適切に行うことができる事業所

### (ii) 人員基準

#### (1) サービス提供職員

(必要な職種)

- ・併設型事業所・空床利用型事業所

当該施設において必要な職種（以下「従業者」という。）

- ・単独型事業所

当該事業所に置くべき職員は次のとおり

① 管理者（事業所の管理上支障がない場合は兼務可）

② 医師（嘱託可）

③ 生活支援員又は介護職員（利用者のサービス提供に支障がない場合は兼務可）

(従業者の員数)

- ・併設型事業所

施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設等の入所者数及び併設型事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上

- ・空床利用型事業所

当該施設に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び短期入所事業の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上

- ・単独型事業所

職員は、利用者に対するサービス提供に必要な員数を確保すること。

(iii) 設備基準

○ 日常生活を支援するために必要な設備

・ 併設型事業所・空床利用型事業所

当該施設において必要な設備

・ 単独型事業所

① 居室

(7) 居室床面積・・・入所者1人当たり8㎡以上

(イ) 居室の定員・・・4人以下

(ウ) 地階への設置は不可

(I) 収納設備等の設置、避難口の設置、寝台又はこれに代わる設備

② 食堂

③ 浴室

④ 洗面設備

⑤ 便所

※ 現に存する事業所については、経過措置を講ずる

## 16. 重度障害者等包括支援

主たる事業（指定障害福祉サービスのいずれか）に係る指定の基準を満たしていることを要件とする。

### (i) 人員基準

相談支援専門員の資格を有するサービス管理責任者を配置していること。

### (ii) 設備基準

各指定事業所として必要な設備及び備品等を備えること。

### (iii) 運営基準

(1) 重度訪問介護等何らかの障害福祉サービスに係る指定事業者であり、かつ、24時間、利用者からの連絡に対応できていることを規定する。（⇒ 緊急時の臨機応変な対応が可能であると同時に、自らも一定のサービス提供が行える体制を有していることが必要。）

#### (2) 個別支援計画の作成

利用者の状況を把握・分析し、毎週個別支援計画を作成するとともに、定期的にサービス担当者会議を開催することを規定する。

### (iv) その他

(1) 市町村は対象者に対し、定期的に、適切なサービスが報告どおり提供されているかどうか等について、実地で確認調査を行うこととする。

(2) 重度障害者等包括支援は、これまでにない新たなサービスであることから、本年夏を目途に、各地の先進事例の収集・分析を行い、サービスの質の確保を含め、具体的な事業運営の在り方についてのマニュアルを作成する。

## 17. 相談支援

### (i) 人員基準

#### (1) 従業者の員数

事業所ごとに、相談支援専門員を1名（常勤換算）以上配置すること。

#### (2) 管理者

事業所ごとに専従の管理者を配置すること。ただし、事業所の管理に支障のない場合には、当該事業所の他の職務等に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### (ii) 相談支援専門員について

#### (1) 基本的な考え方

相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、実務経験と障害者ケアマネジメント研修の受講を要件とする。

なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。

#### (2) 実務経験の対象となる業務

- 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援その他の直接支援業務
- 障害者の就労、教育の分野における相談支援業務

#### (3) 研修の受講

実務経験を有する者は、国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修（5日間程度）を受講し、相談支援専門員になることができる。

- 過去上記研修を受講したことのある者については、新制度における相談支援の研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
- 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、19年度末までに国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講することを要件として、相談支援専門員の業務を行うことができる。

### (iii) 運営基準

- (1) 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- (3) サービス利用計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
- (5) サービス利用計画の原案の利用者等に対する説明、文書による同意を得る。
- (6) 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。
- (7) 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。
- (8) 利用者や地域の状況等を勘案した上で、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。